

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

令和3年9月30日

京都市長 門川 大作

1 事業者の名称及び代表者名等

(1) 事業者の名称

株式会社ヨードクリーン

(2) 代表者名

代表取締役 小石 玖三主

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区榎原盆山15番地1 リーフファーストビル

2 対象事業の計画の名称、種類及び規模

(1) 名称

株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置

(2) 種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（破碎施設）の設置

(3) 規模

1日当たりの処理能力 55.3t

### 3 事業実施想定区域

京都市西京区榎原秤谷39番地1, 41番地, 77番地

京都市西京区榎原芋峠61番地

### 4 配慮書の縦覧の場所, 期間及び時間

#### (1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

#### (2) 縦覧の期間

令和3年9月30日から同年10月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### (3) 縦覧の時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

### 5 配慮書を掲載するホームページのアドレス

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、配慮書を閲覧することができます。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289432.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)